

7 | 武蔵野美術大学造形学部通信教育課程面接授業実施要領

平成 27 年 4 月 1 日現在

(目的)

第 1 条 武蔵野美術大学造形学部通信教育課程（以下、「通信教育課程」という。）において、武蔵野美術大学造形学部通信教育課程規程（以下、「規程」という。）第 20 条に定める面接授業を実施するために、この要領を制定する。

(受講条件)

第 2 条 学生又は科目等履修生が面接授業を受講する際には、通信教育課程があらかじめ公示した受講条件を満たさなければならない。

2 受講条件には、授業科目の履修順序、学修報告等の提出に関わる条件又は特定の実施日程の参加人数の上限その他必要と認められる事項を含む。

(受講手続)

第 3 条 受講条件を満たす学生又は科目等履修生は、規程第 67 条に定める面接受講料を納入したことを証明する書類を添えて、受講を希望する授業科目、日程及び会場を明示して申告しなければならない。

2 通信教育課程は、前項に定める申告を受け付ける期間について、当該面接授業が開始される日の 1 月以前を締め切り日として公示する。

3 通信教育課程は、申告した学生又は科目等履修生が第 2 条に定める受講条件を満たしている場合は、受講許可証を発行する。

(面接授業の実施時間)

第 4 条 面接授業は、規程第 26 条に定める授業時間について、1 日に授業時間 10 時間に相当する授業を行うことを標準とする。

2 午前 9 時より午後 12 時 45 分までを午前の授業時間帯、午後 1 時 45 分より午後 5 時 30 分までを午後の授業時間帯とし、それぞれの授業時間帯を授業時間 5 時間に相当するものとする。ただし、必要と認められるときは、これと異なる時間帯を設定して、授業時間 5 時間に相当する時間帯が 3 時間 45 分を下回らない範囲で実施する。

(出席条件)

第 5 条 面接授業を受講する学生又は科目等履修生は、公示された日程のすべての時間帯に教室に出席しなければならない。当該授業の面接授業に関わる成績評価及び規程第 29 条に定める成績評価の対象とならない。

2 学生又は科目等履修生がやむを得ない事由により欠席する場合は、当該面接授業を構成する授業時間帯を単位として計算し、出席する時間数が授業時間の総数の 6 分の 5 を下回ってはならない。

3 学生又は科目等履修生がやむを得ない事由により遅刻又は早退する場合は、当該授業時間帯に行われる授業の 3 分の 1 を欠席したものとみなす。

(撮影及び録音の禁止と例外)

第 6 条 学生又は科目等履修生は、面接授業における授業内容の撮影、録音等の記録を行ってはならない。ただし、武蔵野美術大学造形学部通信教育課程障害等配慮基準第 2 条に定める者のうち、聴覚に障害を有するものについては、第 7 条第 5 号に定める配慮を行うことができるものとする。

(面接授業の配慮)

第 7 条 武蔵野美術大学造形学部通信教育課程障害等配慮基準に定める手続きにより、次の各号について配慮するものとする。

- (1) 移動等の負担を軽減するための教室の選択等の配慮
- (2) 移動等のための介助者の教室等への授業時間帯以外における入場
- (3) 介助者の待機場所及び緊急等の連絡手段の確保
- (4) 視覚又は聴覚に関する障害について介助するための介助者の教室への授業時間帯における入場
- (5) 聴覚に関する障害について、許可を受けた授業内容の録音

(科目試験との重複出席の禁止)

第8条 面接授業に出席する者は、同一日時に実施される科目試験に出席してはならない。

2 前項の規定に違反した場合は、重複する面接授業のすべての日程の出席及び同日の科目試験のすべての出席をともに無効とする。

(要領の改廃)

第9条 この要領の改廃は、通信教育課程教務委員会の議を経て教授会が決定する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

I
学籍・学費
事務手続

II
教育課程

III
学習方法

IV
Webの
利用

V
学生生活

VI
学習支援

VII
進路

VIII
組織

IX
資料